



守口市

<市広報 令和 2年1月号>

消費生活センター くらしナビ

無登録業者とのバイナリーオプション 取引にご注意ください。

事例

SNS を通じて「バイナリーオプションで確実に儲ける方法を教える」という人と友達になり、レクチャー代は儲かってからでいいと言うので、始めることにした。指定されたバイナリーオプションのサイトに登録し、指示通り 20 万円をクレジットカードで決済して入金した。しかし、相手の指示通り操作してみたが取引ができなかった。メールでサイトに返金を申し出たが、入金額の 2 倍にならないと出金はできないと返信があった。不審に思いサイトのことを調べたところ、海外の無登録業者であることがわかった。返金してほしい。



助言



バイナリーオプション取引とは、為替相場等が上がるか下がるかを予想するもので、予想が当たれば一定額の金銭（ペイアウト）を受け取ることができ、予想がはずれば支払ったオプション料がすべて損失になります。短期間に繰り返し取引できるので、損失額が大きくなるおそれがあります。確実に儲かるというものではありません。SNS を通じて知り合った相手から、取引をすれば簡単に儲かるかのような勧誘を受けているケースがみられますが、勧誘をうのみにせず、バイナリーオプションはリスクの高い取引であることをよく理解しましょう。

日本の顧客との間で、バイナリーオプション取引などの店頭デリバティブ取引を業として行う場合は、海外業者も含め、金融商品取引業の登録が必要となります。業者が登録されているかどうかは、金融庁ホームページ「免許・許可・登録等を受けている業者一覧」で確認することができます。トラブルは海外の業者で登録の確認ができていないケースで見られます。バイナリーオプション取引を始める前に、必ず業者の登録の有無を確認しましょう。バイナリーオプション取引はリスクの高い取引であることをよく理解し、無登録の業者との取引は行わないようにしましょう。

相談専用電話 6998-3600

守口市消費生活センター（守口市役所内）

相談時間 午前 9 時 30 分～午後 4 時 30 分

土・日曜・祝日の相談窓口は、

消費者ホットライン 188（局番なし）